

道立美術館評価実施要綱

(平成28年10月7日 生涯学習推進局長決定)

第1 趣 旨

この要綱は博物館法（昭和26年法律第285号）第9条の規定に基づき、各道立美術館が行う評価の実施に関し必要な事項を定めるものである。

第2 目 的

道立美術館の「北海道における美術の振興を図る」という設置目的を踏まえた基本的運営方針に沿って美術館活動が着実に実施されているかを検証し、美術館に関わるすべての関係者が課題を認識して、共有することが重要であることから、評価の目的は次のとおりとする。

- (1) 基本的運営方針に基づく事業の成果を検証する。
- (2) 評価を通じて館の課題を認識し、改善を図るよう努め、美術館活動の活性化を促進する。
- (3) 活動内容と状況の公表を通じて、道立施設としての説明責任を果たす。

第3 評価実施美術館

北海道立美術館条例（昭和42年条例第3号）第2条及び第3条に定める美術館が、それぞれ評価を行うものとする。

第4 評価の時点

評価の時点は年度末とし、毎年度の事業実施状況等に基づき評価を行うものとする。

第5 評価の方法

- (1) 道立美術館の基本的運営方針ごとに評価項目及び評価指標を設定し、定量評価又は定性評価により評価を行うものとする。
- (2) 定量評価を行う指標については、年度当初に指標値を定め、その実績値により評価を行うものとする。
- (3) 定性評価を行う指標については、年度当初に定める運営計画に対する事業実施状況等を総合的に勘案して評価を行うものとする。
- (4) 評価を行うにあたり美術館利用者からの意見を参考とするため、必要に応じて展覧会や各種事業においてアンケート調査を行うものとする。

第6 評価の項目と指標

評価の項目及び指標は、別表のとおりとする。

第7 評価調書の作成

- (1) 評価は、美術館評価調書（別紙様式）により行うものとする。
- (2) 美術館評価調書に記載する評価の評語は次表のとおりとする。

評価の結果	評価項目の評価	基本的運営方針の評価
優れた成果を上げている	a	A
目標(計画)を達成している	b	B
目標(計画)をほぼ達成している	c	C
目標(計画)を達成できていない(努力が必要)	d	D
方法に再検討が必要	e	E

- (3) 美術館評価調書の作成にあたっては、道民への説明責任を果たすよう、できるだけ分かりやすく、客観的な記述とするよう努めるものとする。
- (4) 美術館評価調書は前年度分の評価について4月末日までに作成し、速やかに生涯学習推進局長に報告すること。

第8 外部意見の聴取

評価の結果については、北海道立美術館協議会条例（昭和42年条例第5号）第1条に規定するそれぞれの美術館協議会に報告するとともに、美術館運営の改善に向けた意見を聴くものとする。

第9 評価結果の公表

評価の結果については、道民にとって容易に入手できる方法で積極的な公表に努めるとともに、各美術館及び文化財・博物館課において縦覧及び配付用資料の配付を行うものとする。

第10 評価結果の取組への反映

評価の結果が、PDCAサイクルに基づき美術館運営の改善に資するよう、各美術館の運営計画や各種事業等への適切な反映に努めるものとする。

第11 実施に係る細目

その他評価の実施に関し、必要な事項は、文化財・博物館課長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。